

日本司法支援センター
平成 21 年細則第 10 号
改正 平成 21 年 10 月 22 日
平成 21 年細則第 13 号
改正 平成 31 年 1 月 7 日
平成 31 年細則第 1 号

接見資料及び事実証明書に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、被疑事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際に提出すべき接見の事実を疎明するに足りる客観的な資料（国選弁護人の事務に関する契約約款本則別表 B 番号 1）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(接見資料)

第 2 条 普通国選弁護人契約弁護士が、都道府県警察の留置施設、刑事施設又は少年鑑別所（以下「留置施設等」という。）において、被疑者と接見をした場合に提出すべき疎明資料は、接見を申し込む際に、留置施設等から交付を受けた第 1 号様式 of 用紙（以下「接見資料用紙」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載したもの（以下「接見資料」という。）とする。

- 一 被疑者の氏名
- 二 接見した弁護士の氏名
- 三 接見申込日時

(事実証明書)

第 3 条 普通国選弁護人契約弁護士が、接見資料用紙の用紙切れ、受領失念、紛失、滅失、汚損のいずれかの理由により、前条の接見資料を提出することができないときは、日本司法支援センター（以下「センター」という。）に対し、第 2 号様式 of 用紙（以下「事実証明書用紙」という。）の送付（ファクシミリ装置を用いた送信を含む。以下同じ。）を申請することができる。

2 センターは、前項の申請について相当の理由があると認めるときは、速やかに、普通国選弁護人契約弁護士に事実証明書用紙を送付するものとする。

3 普通国選弁護人契約弁護士は、前項の規定によりセンターから送付された事実証明書用紙に、次の各号に掲げる事項を記載したもの（以下「事実証明書」という。）を前条の接見資料に代えて、センターに提出することができる。

- 一 弁護士の氏名及び登録番号
- 二 被疑者の氏名及び勾留場所
- 三 被疑事件の事件番号
- 四 接見日及び接見の開始時刻

五 接見資料を提出できなかった理由

(複数の国選弁護人が選任されている場合の接見資料等)

第4条 同一の事件について複数の普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されている場合には、接見資料及び事実証明書は、普通国選弁護人契約弁護士ごとに作成提出するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成21年8月3日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成21年8月2日までに行われた接見については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成21年8月3日から同年9月30日までに行われた接見については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成21年11月30日までに行われた刑事施設等における接見については、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成21年12月1日から平成22年1月31日までに行われた刑事施設等における接見については、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成31年細則第1号)

(施行期日)

第1条 この細則は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成31年1月31日までに行われた接見については、なお従前の例による。

第3条 改正後の第1号様式の使用紙は、当分の間、改正前の第1号又は第2号様式のものによることができる。

2 改正後の第2号様式の使用紙は、当分の間、改正前の第3号様式のものによることができる。

日本司法支援センター提出用 接見資料

国選弁護報酬を請求する際に必要な資料です（接見1回につき一人1部必要です）

★面会簿（申出書）ではありません！面会簿（申出書）を本紙の上に重ねて、そのまま面会簿（申出書）をご記入ください。記入した文字が複写されます★

既に記入済みの面会簿（申出書）を持参された場合は、以下の報告欄をご記入ください。

① 被 疑 者 氏 名

② 弁 護 士 氏 名

③ 申 込 日 時

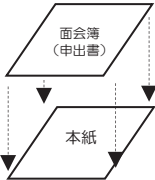
年 月 午前 午後 時 分

XX-000001

◆本紙の使い方◆

- ① 面会簿（申出書）を本紙の上に重ねた状態で、面会簿（申出書）原本をご記入ください。記入された文字が本紙に複写されます。
- ② 面会簿（申出書）を留置・刑事施設等の職員に提出し、本紙はお持ち帰りください。
- ③ 既に記入済みの面会簿（申出書）を持参された場合は、本紙の報告欄に直接ご記入ください。
- ④ 記入された本紙はお持ち帰りいただき、**国選弁護報告書提出時に添付**してください。接見1回につき、一人1部必要です。

書式の都合上、面会簿（申出書）の記入位置とずれる場合がありますが、そのままお使いください。
添付資料の効力に影響ありません。



日本司法支援センター
地方事務所 御中

弁護士氏名 _____

弁護士登録番号 _____

接見に関する事実証明書

国選弁護報告書で報告した下記の接見については、事実と相違ありません。なお、日本司法支援センター提出用接見資料ではなく、本紙による申告に至った理由は下記⑤のとおり相違ありません。

① 事 件 番 号 _____

② 被 疑 者 氏 名 _____

③ 勾 留 場 所 _____

④ 接見日及び接見開始時刻 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 午前 _____ 午後 _____ 時 _____ 分

⑤ 接見資料を提出できなかった理由(以下の項目のうち、該当する理由1つにチェックしてください。)

- ☐ 紛失
- ☐ 滅失
- ☐ 汚損
- ☐ 留置施設等における接見資料の用紙切れ
- ☐ 留置施設等において接見資料の用紙の受領を失念

※ この証明書に基づく報酬の算定は例外的なものですので、次回以降の報酬請求の際には必ず日本司法支援センター提出用接見資料を使用してください。また、接見資料は紛失などされませぬよう十分留意願います。なお、事実証明書による報酬請求は、日本司法支援センターによる報酬算定に関する調査の対象となる場合があります。

※ この証明書は、交付申請を受けた後、上記①及び②の事項を記入したうえで送付いたしますので、当該接見又は当該事件以外で使用されないようご注意願います。

(事務局使用欄)

--

—

--